ＬＡＮ型通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

第１表　料金（附帯サービスの料金は除きます。）

第１類　利用料金

第１　削除

第２　削除

第３　第３種サービスに関するもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑻	（略）
⑼　サービスの品質（遅延時間ＳＬＡ）に係る利用料金の適用	ア　当社は第３種サービス（プラン１に係るもの（臨時ＬＡＮ型通信網契約に係るものを除きます。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した１の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第３種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、２（料金額）に規定する利用料金の額（２－１－１－１（基本料）、２－１－２（中継局設備の部分）及び２－１－３（県内中継回線の部分）に限ります。この場合において、この表の⑻欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。 イ　当社は第３種サービス（そのＬＡＮ型通信網契約（プラン１に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限ります。）について、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等における１の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（そ

新

第１表　料金（附帯サービスの料金は除きます。）

第１類　利用料金

第１　削除

第２　削除

第３　第３種サービスに関するもの

１　適用

区　　分	内　　容
⑴ ～　（略） ⑻	（略）
⑼　サービスの品質（遅延時間ＳＬＡ）に係る利用料金の適用	ア　当社は、プラン１に係る第３種サービス（そのＬＡＮ型通信網契約に係る通信が同一の都道府県の区域内で可能であるものに限ります。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した１の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第３種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいいます。）をいい、その測定方法は当社が定めるところによります。以下この欄において同じとします。）の平均が10ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、２（料金額）に規定するプラン１に係る利用料金の額（２－１－１－１（基本料）、２－１－２（中継局設備の部分）及び２－１－３（県内中継回線の部分）に限ります。この場合において、この表の⑻欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.03を乗じた額を減額して適用します。 イ　当社は、プラン１に係る第３種サービス（そのＬＡＮ型通信網契約に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限ります。）について、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等において測定した１の料金月における遅延時間の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、２（料金額）に規定するプラン１に係る利用料金の額（２－１－１

新旧対照

旧	新
の第３種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、２（料金額）に規定する利用料金の額（２－１－１－１（基本料）、２－１－２（中継局設備の部分）、２－１－３（県内中継回線の部分）、２－１－４（県間中継回線の部分）及び２－１－５（協定事業者網接続回線の部分）に限ります。この場合において、この表の⑻欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。	－２（加算料）を除きます。この場合において、この表の⑻欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。
ウ　当社はこの表のイの規定による減額が適用される場合は、この表のアの規定による減額を適用しません。	ウ　当社はこの欄のイの規定による減額が適用される場合は、この欄のアの規定による減額を適用しません。
エ　当社は第３種サービス（プラン２に係るもの（臨時ＬＡＮ型通信網契約に係るものを除きます。）に限ります。以下この項において同じとします。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間又は当社が定める都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間における１の料金月における遅延時間（その区間の一端から送出した測定用フレームがその区間を往復するのに要する時間（その第３種サービスの一部又は全部が利用できない状態以外の状態のときに測定したものをいい、その測定方法は当社が定めるところによります。）の平均が35ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、２（料金額）に規定する利用料金の額（２－２－１－１（基本料）及び２－２－２（協定事業者網接続回線の部分）に限ります。この場合において、この表の⑻欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。	エ　当社は、プラン２に係る第３種サービス（そのＬＡＮ型通信網契約に係る通信が同一の都道府県の区域内で可能であるものに限ります。）について、当社が定める同一の都道府県の区域内の区間において測定した１の料金月における遅延時間の平均が８ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、２（料金額）に規定するプラン２に係る利用料金の額（２－２－１－２（加算料）を除きます。この場合において、この表の⑻欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。
	オ　当社は、プラン２に係る第３種サービス（そのＬＡＮ型通信網契約に係る通信が都道府県の区域をまたがる区間又は契約者回線と相互接続点との間で可能であるものに限ります。）について、当社が定める都道府県の区域をまたがる区間等において測定した１の料金月における遅延時間の平均が18ミリ秒を超えた場合は、その料金月の利用料金については、２（料

新旧対照

旧		新	
			金額）に規定するプラン２に係る利用料金の額（２－２－１－２（加算料）を除きます。この場合において、この表の⑻欄までの適用による場合は、適用した後の金額とします。）に0.10を乗じた額を減額して適用します。 カ　当社はこの欄のオの規定による減額が適用される場合は、この欄のエの規定による減額を適用しません。
⑽　サービスの品質（稼働率ＳＬＡ）に係る利用料金の適用	（略）	⑽　サービスの品質（稼働率ＳＬＡ）に係る利用料金の適用	（略）
⑾　サービスの品質（故障回復時間ＳＬＡ）に係る利用料金の適用	（略）	⑾　サービスの品質（故障回復時間ＳＬＡ）に係る利用料金の適用	（略）
		⑾の２　サービスの品質（故障通知時間ＳＬＡ）に係る利用料金の適用	ア　当社は、プラン２に係る第３種サービス（ＬＡＮ型通信網契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）について、その第３種サービスに係るＬＡＮ型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態（その契約者回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合（第29条（利用中止）第１項の規定に該当する場合に、当社がその第３種サービスの利用の中止をあらかじめそのＬＡＮ型通信網契約者に通知した場合を除きます。以下この欄において同じとします。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、１分以上その状態が連続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から30分以内にＬＡＮ型通信網契約者があらかじめ指定した連絡先（当社が承諾したものに限ります。）に通知しなかったときに限り、その料金月のその契約者回線の利用料金については、２（料金額）に規定するプラン２に係る利用料金の額（２－２－１－２（加算料）⑴及び⑵を除きます。この場合において、この表の⑻欄までの適用によ

新旧対照

旧	新
	る場合は、適用した後の金額とします。）に代えて、イに規定する料金（以下この欄において「ＳＬＡ基準額」といいます。）からそのＳＬＡ基準額に0.04を乗じた額（「ＳＬＡ料金額」といいます。）を減額した額を適用します。 　ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでありません。 （ア）　その第３種サービスに係るＬＡＮ型通信網契約者の責めによらない理由により、その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、１分以上その状態が連続しているものについて、そのことを当社が知った時刻から30分以内に第42条（契約者の切分責任）の規定によりそのＬＡＮ型通信網契約者が当社に修理の請求をしたとき。 （イ）　当社の責めによらない理由により、ＬＡＮ型通信網契約者があらかじめ指定した連絡先に通知できないとき。 イ　ＳＬＡ基準額は、次表に定める料金とします。

区　分	ＳＬＡ基準額
１　その契約者回線を全く利用できない状態が生じた場合	その契約者回線を全く利用できない状態が回復した時点における料金月のその契約者回線機能に係る利用料金
２　その協定事業者網接続回線について、ＬＡＮ型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのＬＡＮ型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用	その協定事業者網接続回線について、そのＬＡＮ型通信網契約におけるその協定事業者網接続回線に係る全ての契約者回線とそのＬＡＮ型通信網契約に係る相互接続点との間の通信が全く利用できない状態が回復した時点における料金月のそのＬＡＮ型通信網契約に係る協定事業者網接続回線の利用料金

新旧対照

旧		新	
			できない状態が生じた場合
			備考　この表の⑻欄までの適用による場合は適用した後の利用料金とします。この場合において、料金表通則２（料金の計算方法等）の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則２及び３（料金の計算方法等）の規定に基づき算出した額とします。
			ウ　１の料金月におけるアの規定による減額（その料金月において、この表の⑼欄、⑽欄又は⑾欄の規定による減額が適用される場合は、その減額される額を合算した額とします。以下この欄において同じとします。）は、(ア)又は(イ)に規定する料金額を上限として適用します。 （ア）　(イ)以外の場合 その料金月の利用料金 （イ）　その料金月が第３種サービスの提供を開始した料金月であって、料金月の初日以外の日にその第３種サービスの提供を開始した場合 その料金月及び翌料金月の利用料金の合計額
⑿ ～　（略） ⒁	（略）	⑿ ～　（略） ⒁	（略）

附　則（令和８年10月29日000200000960号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和８年11月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

Multi Interconnect 契約約款の一部改正

新旧対照

旧

料金表
通則　（略）
第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　利用料金
第１　臨時契約以外の契約に関するもの
１　適用

区　分	内　容
⑴　品目等に係る料金の適用	ア ～　（略） エ オ　当社は、メニュー３の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。

品　目	内　容

新

料金表
通則　（略）
第１表　料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第１類　利用料金
第１　臨時契約以外の契約に関するもの
１　適用

区　分	内　容
⑴　品目等に係る料金の適用	ア ～　（略） エ オ　当社は、メニュー３の利用料金を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。

品　目	内　容
100Mb/s	通信パスについて、100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
200Mb/s	通信パスについて、200Mbit/sの符号伝送が可能なもの
300Mb/s	通信パスについて、300Mbit/sの符号伝送が可能なもの
400Mb/s	通信パスについて、400Mbit/sの符号伝送が可能なもの
500Mb/s	通信パスについて、500Mbit/sの符号伝送が可能なもの
600Mb/s	通信パスについて、600Mbit/sの符号伝送が可能なもの
700Mb/s	通信パスについて、700Mbit/sの符号伝送が可能なもの
800Mb/s	通信パスについて、800Mbit/sの符号伝送が可能なもの
900Mb/s	通信パスについて、900Mbit/sの符号伝送が可能なもの

新旧対照

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>1Gb/s</td><td>通信パスについて、1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>2Gb/s</td><td>通信パスについて、2Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>3Gb/s</td><td>通信パスについて、3Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>4Gb/s</td><td>通信パスについて、4Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>5Gb/s</td><td>通信パスについて、5Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>6Gb/s</td><td>通信パスについて、6Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>10Gb/s</td><td>通信パスについて、10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
カ　メニュー3の利用料金は、通信パスの品目ごとに選択する1のインターネット接続サービスごとに適用します。
</td><td></td><td>
<table>
<tr><td>1Gb/s</td><td>通信パスについて、1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>2Gb/s</td><td>通信パスについて、2Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>3Gb/s</td><td>通信パスについて、3Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>4Gb/s</td><td>通信パスについて、4Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>5Gb/s</td><td>通信パスについて、5Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td>6Gb/s</td><td>通信パスについて、6Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
<tr><td><u>7Gb/s</u></td><td><u>通信パスについて、7Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u></td></tr>
<tr><td><u>8Gb/s</u></td><td><u>通信パスについて、8Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u></td></tr>
<tr><td><u>9Gb/s</u></td><td><u>通信パスについて、9Gbit/sの符号伝送が可能なもの</u></td></tr>
<tr><td>10Gb/s</td><td>通信パスについて、10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td></tr>
</table>
カ　メニュー3の利用料金は、通信パスの品目ごとに選択する1のインターネット接続サービスごとに適用します。
</td></tr>
<tr><td>⑵
～　（略）
⑹</td><td>（略）</td><td>⑵
～　（略）
⑹</td><td>（略）</td></tr>
</table>

新旧対照

旧

２　料金額

２－１　基本利用料

２－１―１　メニュー１に係る利用料金　（略）

２－１―２　メニュー２に係る利用料金　（略）

２－１―３　メニュー３に係る利用料金

１通信パスごとに月額

区　　分	料　金　額
１Gb/s	35,000円（税込価格 38,500円）
２Gb/s	45,000円（税込価格 49,500円）
３Gb/s	55,000円（税込価格 60,500円）
４Gb/s	65,000円（税込価格 71,500円）
５Gb/s	75,000円（税込価格 82,500円）
６Gb/s	85,000円（税込価格 93,500円）
10Gb/s	125,000円（税込価格 137,500円）

新

２　料金額

２－１　基本利用料

２－１―１　メニュー１に係る利用料金　（略）

２－１―２　メニュー２に係る利用料金　（略）

２－１―３　メニュー３に係る利用料金

１通信パスごとに月額

区　　分	料　金　額
100Mb/s	26,000円（税込価格 28,600円）
200Mb/s	27,000円（税込価格 29,700円）
300Mb/s	28,000円（税込価格 30,800円）
400Mb/s	29,000円（税込価格 31,900円）
500Mb/s	30,000円（税込価格 33,000円）
600Mb/s	31,000円（税込価格 34,100円）
700Mb/s	32,000円（税込価格 35,200円）
800Mb/s	33,000円（税込価格 36,300円）
900Mb/s	34,000円（税込価格 37,400円）
１Gb/s	35,000円（税込価格 38,500円）
２Gb/s	45,000円（税込価格 49,500円）
３Gb/s	55,000円（税込価格 60,500円）
４Gb/s	65,000円（税込価格 71,500円）
５Gb/s	75,000円（税込価格 82,500円）
６Gb/s	85,000円（税込価格 93,500円）
７Gb/s	95,000円（税込価格 104,500円）
８Gb/s	105,000円（税込価格 115,500円）
９Gb/s	115,000円（税込価格 126,500円）
10Gb/s	125,000円（税込価格 137,500円）

附　則（令和８年10月29日東経営第000200000960号）

この改正規定は、令和８年11月１日から実施します。